

平成29年度 第1回 川口市廃棄物対策審議会 会議録

平成29年度第1回川口市廃棄物対策審議会	
1 開 会	
2 挨 拶	
(1) 議長挨拶	
(2) 部長挨拶	
(3) 議事録署名人選任 田中宣充委員が指名される。	
議題(1) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案について	
事務局から、資料に基づき説明。	
議長	長屋又は一団の住宅とはどのような住宅なのか。
事務局	長屋とは住宅の共用部分がなく、直接道路まで行ける住宅である。一団の住宅とは一定の敷地にまとめて開発される住宅である。
委員	本日審議する条例について、県で行われている事務がそのまま市に移管されるということによいか。県で行っていない事務を新たに市で行うことはあるのか。
事務局	基本的には、県が行っている業務と同じ内容であるが、後ほどご審議いただく川口市土砂の堆積等の規制に関する条例については、範囲を県と変える予定である。
議題(2) 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例案について	
事務局から、資料に基づき説明。	
議長	県の条例から変更する部分はどこか。
事務局	県の手続きは条例ではなく要領で行っている。県では関係地域の3分の2以上の同意を得なければならないとしている。市では、同意の取得ではなく告示・縦覧を行い、説明会を開催する。そして、必要に応じ、協定を締結することにより関係住民の同意を得る予定である。

議長	関係住民の同意を得られなければ、許可は出さないのか。
事務局	廃棄物処理法の許可の手続きとは異なる手続きである。廃棄物処理法上の許可は、一般廃棄物については、市の処理計画に基づき制限できるが、産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定を満たしていれば許可をしなければならない。ただ、事業を円滑に進めていく上では、関係住民との良好な関係が必要なため、市として、この条例の手続きを遵守するよう指導していく。
委員	紛争の事例はあるのか。
事務局	川口市内の施設において事例はないと伺っている。
委員	廃棄物処理法上の許可というのは、市が許可するものではないのか。
事務局	中核市移行後は、一部を除き市の権限となる。
委員	許可後の監督・管理はどのように行うのか。
事務局	施設の維持管理基準が守られているか確認するための、立ち入り検査や定期検査制度により、適正な管理・運営を確認する予定である。維持管理基準に違反した場合、許可の取消しになる場合があり、法に基づき適正に管理していく。
議題（３）川口市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例案について	
事務局から、資料に基づき説明。	
質疑なし。	
議題（４）川口市土砂の堆積等の規制に関する条例案について	
事務局から、資料に基づき説明。	
委員	のり面勾配の水平距離と高さはどのくらいの長さか。
事務局	詳細は施行規則に定める。水平距離２に対して高さ１の比率を予定している。
委員	許可を要する面積を県より厳しくする理由は。

事務局	本市は住宅都市化が進んでおり、土砂堆積場所と住宅が混在する場合が想定されるため、堆積時の周辺住宅への影響を考慮し、規制対象の範囲を県より厳しくした。
委員	農地転用の許可を取っている土地は規制の対象とするのか。
事務局	他法令の許可を取得している場合は対象外となる。しかし、利用実態によっては対象となる。
委員	ストックヤードは規制の対象とするのか。
事務局	製品の原材料の堆積は対象外となる。また、土が袋に入って製品として置かれている場合も対象外となる。
議題（５）川口市浄化槽保守点検業者登録条例案について	
事務局から、資料に基づき説明。	
委員	単独処理浄化槽の改善についてどのように指導するのか。
事務局	県で把握する浄化槽の他に届出義務化前の浄化槽があり、これについては、実態が不透明である。そのため、現地に赴き浄化槽の確認を行い、単独処理浄化槽か見極めてから指導する予定である。また、把握済みである浄化槽の内容について、改めて確認する予定である。
委員	建直し時に、単独処理浄化槽に接続するケースがある。建築確認申請の段階で、点検の義務付けはできないのか。
事務局	単独処理浄化槽に接続することは、建築確認申請の段階で許可されないと認識している。
議長	県がパンフレットを作成し配布されているが、中核市移行後は市でパンフレットを作成し配布することになるのか。
事務局	県作成のパンフレットを配布する予定である。
議長	パンフレットのイメージ図に不適切と思われる表現がある。
事務局	県に申し伝える。
委員	中核市移行後のパンフレット作成の際、私からも申し伝える。
委員	点検業者の営業範囲の限定は盛込むのか。
事務局	市の区域内とする。

<p>議題（６）川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の 手続に関する条例の改正案について</p>	
<p>事務局から、資料に基づき説明。</p>	
議長	<p>改正後の利点を教えてほしい。</p>
事務局	<p>現行では、民間事業者が廃棄物処理施設を設置するには、市が一般廃棄物の処理を委託する場合であっても、許可を受ける必要がある。条例改正により、非常災害時に市の委託を受けた民間事業者が廃棄物処理施設を設置する場合の手続きが効率化され、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理が図れる。</p>
<p>議題（７）その他</p>	
委員	<p>戸塚環境センターの施設整備基本構想についての進捗はどうか。</p>
事務局	<p>３月に施設整備基本構想を策定した。現在は施設整備基本構想を踏まえた施設整備基本計画を策定している。</p>
議長	<p>戸塚環境センター整備に関わる事業費はどのくらいか。</p>
事務局	<p>事業費については、施設整備基本計画で精査予定である。</p>
委員	<p>中核市移行後の体制と、研修について取組み予定を教えてほしい。</p>
事務局	<p>産業廃棄物を所管する課を新設する予定である。研修については、昨年度より産業廃棄物指導課及び中央環境管理事務所にそれぞれ職員を１名派遣し中核市移行の準備を行っている。来年度は県から市へ職員を１名派遣してもらい、また市から県へ職員を１名派遣し実務研修を行う予定である。浄化槽に係る事務については、現在の体制で所管する予定である。</p>
議長	<p>秩序が乱れているごみステーションの現状と対応について教えてほしい。</p>
事務局	<p>ルール違反ごみについては、町会と協力し改善へ向け対応している。問題となっているごみステーションの近くに、専用ごみステーションの無いマンション・アパートがある場合は、専用ごみステーションの設置を促し、問題となっているステーションの利用世帯数を減らすように調整し改善を図っている。また、町会とごみステーションの</p>

	分散・廃止・移設等について検討し改善に向け対応している。
委員	ごみステーションの改善方法で効果的であった事例はあるのか。
事務局	専用ステーションの設置と、路上ステーションの分散化をすることにより、改善された例がある。
委員	違反ごみに対する貼り紙を、独自に用意して使っているところがあるが、貼り紙で効果的であった事例を教えて欲しい。
事務局	町会と協議し、問題のごみステーションに、ごみステーション廃止の警告文を貼ったことによって改善した事例がある。町会と知恵を出し合いながら地域に合った改善を行っている。
議長	一人あたりのごみの排出量は目標どおり削減できているのか。
事務局	一般廃棄物処理基本計画の目標を上回る削減実績となっている。次回の審議会において、昨年度の確定値を報告する予定である。
委員	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例において、10戸以上の集合住宅については専用ごみステーションの設置を義務付けているが、10戸未満の集合住宅については義務付けがない。近所の集合住宅に専用ごみステーションがないためか、地域のごみステーションの状態があまりよくない。綺麗な町にしていくためにも、10戸未満の集合住宅について、専用ごみステーションの設置についてお願いできないか。
事務局	既存の専用ごみステーションを設置していない10戸未満の集合住宅に対しても、地域の要望に応じて、設置の働きかけを行っていきたい。
議長	10戸未満の集合住宅を建設の際に、建築確認申請等でごみステーションの設置努力義務について、建築部局との連携は行っているのか。
事務局	建築確認申請の前に、関係する各課において事前協議を行っており、事前協議の中で専用ごみステーションの設置について確認をとっている。
委員	町会と市の間で、ごみステーションの維持管理について話し合いは行っているのか。
事務局	ごみステーションの維持管理について相談を受けた際、現状改善へ向けて参考となる情報を提供し協力している。

委員	ふれあい収集の実施数はどのくらいか。
事務局	平成28年度実績は、469件となっている。
議長	以上で第1回廃棄物対策審議会を閉会する。
閉会 (16:00)	